

## 裁 決 書

〇〇〇

審査請求人 〇〇〇

審査請求人が令和 5 年 8 月 14 日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事 案 の 概 要

審査請求人は、令和 5 年 8 月 14 日付けで、霧島市長に対し、審査請求を行った。

### 審査請求人の主張の要旨

平成 30 年取得の地籍図によると〇〇〇営業所（〇〇〇番）は本来「道」となっている部分を駐車場として利用している。その為、ゴミステーションまで歩道が全くない状態となっており、車の往来時は危険を感じます。

改めて境界線の確認と先述した通り通行人の安全性の向上の為、橋からゴミステーションまでに歩道を設置して頂くことをお願いする。

### 理 由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）は、同法に基づき行うことができる審査請求の対象を、「行政庁の処分」（同法第 2 条）及び「行政庁の不作为」（同法第 3 条）に限定している。

「行政庁の処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうちで、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをい」（最判昭和 39 年 10 月 29 日 民集 18 卷 8 号 1809 頁）い、また「行政庁の不作为」とは、「法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと」（同法第 3 条）をいうものとされている。

本件審査請求書は、審査請求人の要望を伝える内容のものであり、本件審査請求に係る「行政庁の処分」はなく、また、「行政庁の不作为」については、そもそも「法令に基づく申請」が行われた

という事実がない。

このため、「行政庁の処分」及び「行政庁の不作為」が存在しないことから、本件審査請求は却下せざるを得ない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年9月20日

審査庁 霧島市長 中重 真一 印

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。